

新

表 1-2 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置及び運営 3 国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営 4 組織の整備及び訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

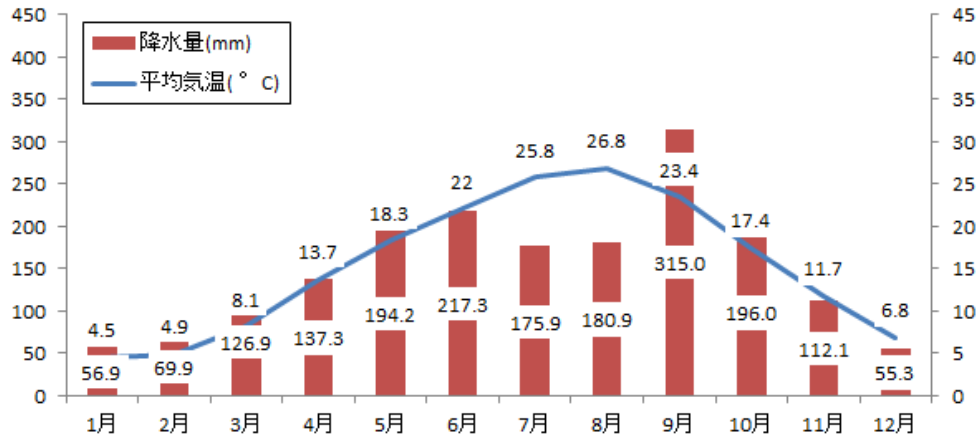
旧

表 1-2 市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置及び運営 3 国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営 4 組織の整備及び訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 <u>水の安定的な供給その他の</u> 国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

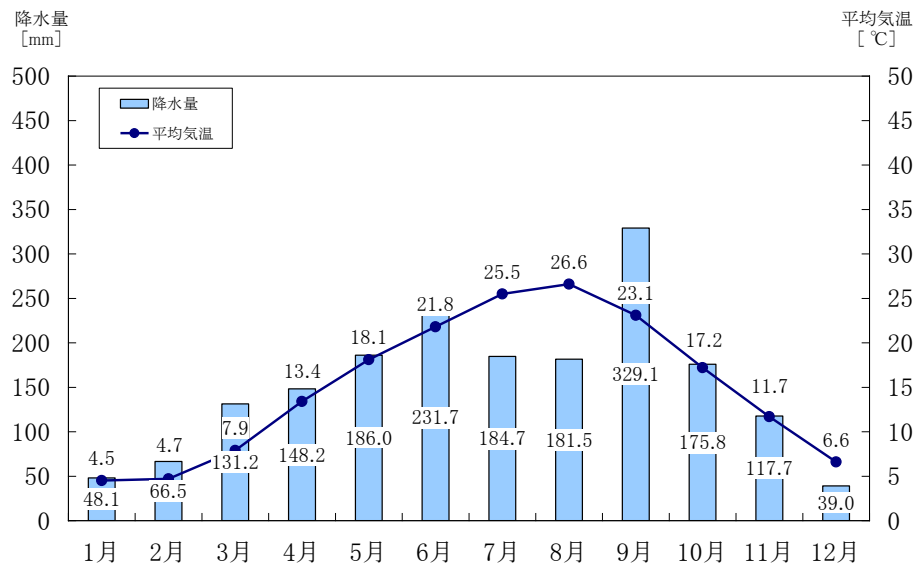
新

図 1-3 月別気温・降水量の推移（小俣／1981～2010 年）

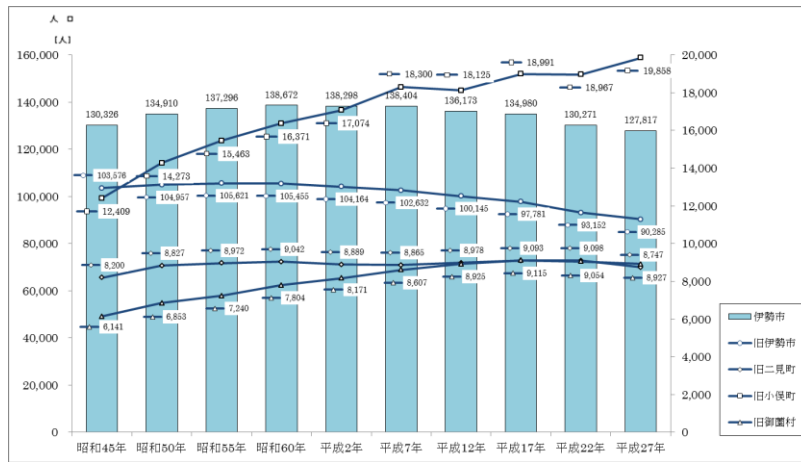


旧

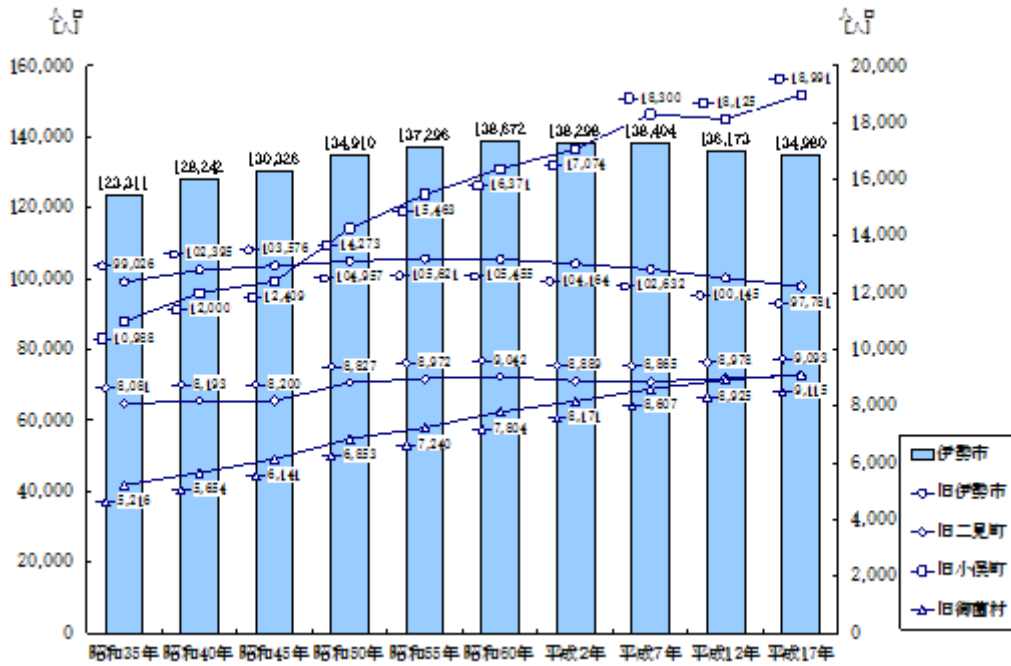
図 1-3 月別気温・降水量の推移（小俣／1979～2000 年）



新
図1-4 人口の推移



旧
図1-4 人口の推移



新
表 2-1 市の各部局課における平素の業務

部課名	平素の業務
危機管理部	1. 市国民保護対策本部等の体制の整備に関する事 2. 市国民保護協議会の運営に関する事 3. 他市町及び関係機関との連絡調整に関する事 4. 自主防災組織の活動支援に関する事 5. 通信体制の整備に関する事 6. 情報の収集及び提供体制の整備に関する事 7. 研修及び訓練に関する事 8. 避難及び救援等に係る体制の整備に関する事 9. 物資及び資機材の備蓄等に関する事 10. <u>自主防災組織の活動支援に関する事</u> 11. 国民保護に関する啓発に関する事 12. 特殊標章等の交付及び管理に関する事 13. 所管施設の安全管理に関する事
総務部	1. 職員の服務及び動員の調整に関する事 2. 所管施設の安全管理に関する事 3. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 4. 職員の研修に関する事 5. 人的被害及び被害家屋（市有建物を除く。）の調査に関する事。
情報戦略局	1. 広聴、広報体制の整備に関する事 2. その他広報に関する事
環境生活部	1. ボランティアとの連携に関する事 2. <u>要配慮者</u> に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 3. 所管施設の安全管理に関する事 4. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 5. 被災地の公害防止に関する事
健康福祉部	1. <u>要配慮者</u> に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 2. 所管施設の安全管理に関する事 3. 避難施設の運営体制の整備に関する事 4. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事
産業観光部	1. 所管施設の安全管理に関する事 2. 観光関係施設の対策に関する事 3. <u>要配慮者</u> に対する支援体制の整備及び啓発に関する事
都市整備部	1. 緊急輸送路の確保に関する事 2. 水防に関する事 3. 特殊標章等の交付及び管理に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 所管施設の安全管理に関する事
会計課	1. 武力攻撃災害関係費の出納に関する事
各総合支所	1. 通信体制の確保に関する事 2. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 3. 所管施設の安全管理に関する事
上下水道部	1. 給水対策に関する事 2. 所管施設の安全管理に関する事
教育委員会	1. 児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 2. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事

資料 2 別紙

部課名	平素の業務
消 防 本 部	3. 所管施設の安全管理に関すること 1. 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む。） 2. 避難誘導に関すること 3. 国民保護措置についての訓練に関すること 4. 研修及び訓練に関すること 5. 国民保護の啓発に関すること 6. 所管施設の安全管理に関すること 7. 特殊標章等の交付及び管理に関すること
市立伊勢総合病院	1. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関すること 2. 所管施設の安全管理に関すること

旧

表 2-1 市の各部局課における平素の業務

部課名	平素の業務
危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市国民保護対策本部等の体制の整備に関する事 2. 市国民保護協議会の運営に関する事 3. 他市町及び関係機関との連絡調整に関する事 4. 自主防災組織の活動支援に関する事 5. 通信体制の整備に関する事 6. 情報の収集及び提供体制の整備に関する事 7. 研修及び訓練に関する事 8. 避難及び救援等に係る体制の整備に関する事 9. 物資及び資機材の備蓄等に関する事 10. 国民保護に関する啓発に関する事 11. 特殊標章等の交付及び管理に関する事 12. 所管施設の安全管理に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の服務及び動員の調整に関する事 2. 所管施設の安全管理に関する事 3. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 4. 職員の研修に関する事 5. 人的被害及び被害家屋（市有建物を除く。）の調査に関する事。
情報戦略局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広聴、広報体制の整備に関する事 2. その他広報に関する事
環境生活部	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティアとの連携に関する事 2. 災害時要援護者に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 3. 所管施設の安全管理に関する事 4. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 5. 被災地の公害防止に関する事
健康福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 2. 所管施設の安全管理に関する事 3. 避難施設の運営体制の整備に関する事 4. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事
産業観光部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の安全管理に関する事 2. 観光関係施設の対策に関する事 3. 災害時要援護者に対する支援体制の整備及び啓発に関する事
都市整備部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急輸送路の確保に関する事 2. 水防に関する事 3. 特殊標章等の交付及び管理に関する事 4. 避難誘導に関する事 5. 所管施設の安全管理に関する事
会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武力攻撃災害関係費の出納に関する事
各総合支所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通信体制の確保に関する事 2. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 3. 所管施設の安全管理に関する事
上下水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水対策に関する事 2. 所管施設の安全管理に関する事
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童生徒に対する支援体制の整備及び啓発に関する事 2. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事 3. 所管施設の安全管理に関する事
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武力攻撃災害への対処に関する事（救急・救助を含む。）

部課名	平素の業務
	<ol style="list-style-type: none">2. 避難誘導に関する事3. 国民保護措置についての訓練に関する事4. <u>自主防災組織の活動支援に関する事</u>5. 研修及び訓練に関する事6. 国民保護の啓発に関する事7. 所管施設の安全管理に関する事8. 特殊標章等の交付及び管理に関する事
市立伊勢総合病院	<ol style="list-style-type: none">1. 安否情報の収集及び提供体制の整備に関する事2. 所管施設の安全管理に関する事

新

表 2-4 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項 目	救 済 内 容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項、第 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項、第 3 項、 <u>第</u> 80 条第 1 項、 <u>第</u> 115 条第 1 項、 <u>第</u> 123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	

旧

表 2-4 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項 目	救 済 内 容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項、第 5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1 項、第 3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、第 175 条)	

新

表 2-5 通信体制の整備に当たっての留意事項

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、消防防災無線等を中心に、総合行政ネットワーク（LGWAN）、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達の手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連携体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

旧

表 2-5 通信体制の整備に当たっての留意事項

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> 通信設備等の情報通信手段の施設について、通信の取扱い及び機器の操作の習熟を含めた管理並びに運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達の手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信ネットワークの整備及び拡充の推進並びに相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に総点検する。
	<ul style="list-style-type: none"> 夜間及び休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集及び連携体制の整備を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件、交通事情等を想定し、実施時間、電源の確保等の条件を設定した上で訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業者用移動通信、防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の役割及び責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し 援護 を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

新
表 2-8 安否情報報告書

様式第 3 号 (第 2 条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の 年月日	④男女 の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その個人 を識別する ための情報	⑧負傷(疾 病)の該当	⑨負傷又 は疾病の 状況	⑩現在の 居所	⑪連絡先 その他必 要情報	⑫親族・同 居人への回 答の希望	⑬知人へ の回答の 希望	⑭親族・同居者・知 人以外の者への回 答又は公表の同意	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号記号により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃被害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

旧

表 2-8 安否情報報告書

様式第 3 号 (第 2 条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分

市町村名 _____ 担当者名 _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居人への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 「③出生の年月日」欄は元号記号により記入すること。
 - 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 武力攻撃被害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

新

表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	防災対策部
	2 号	ガス工作物	経済産業省	防災対策部
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境生活部
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災対策部
	6 号	放送用無線設備	総務省	防災対策部
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	雇用経済部
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9 号	ダム	国土交通省	県土整備部
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁	防災対策部
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3 号	火薬類	経済産業省	防災対策部
	4 号	高圧ガス	経済産業省	防災対策部
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災対策部
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会	—
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	防災対策部
	8 号	毒劇物（ 医薬品医療機器等法 ）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部 （動物用医薬品に係るもの。）
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災対策部
	10 号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	防災対策部
	11 号	毒性物質	経済産業省	—

※ 法施行令第 28 条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

旧

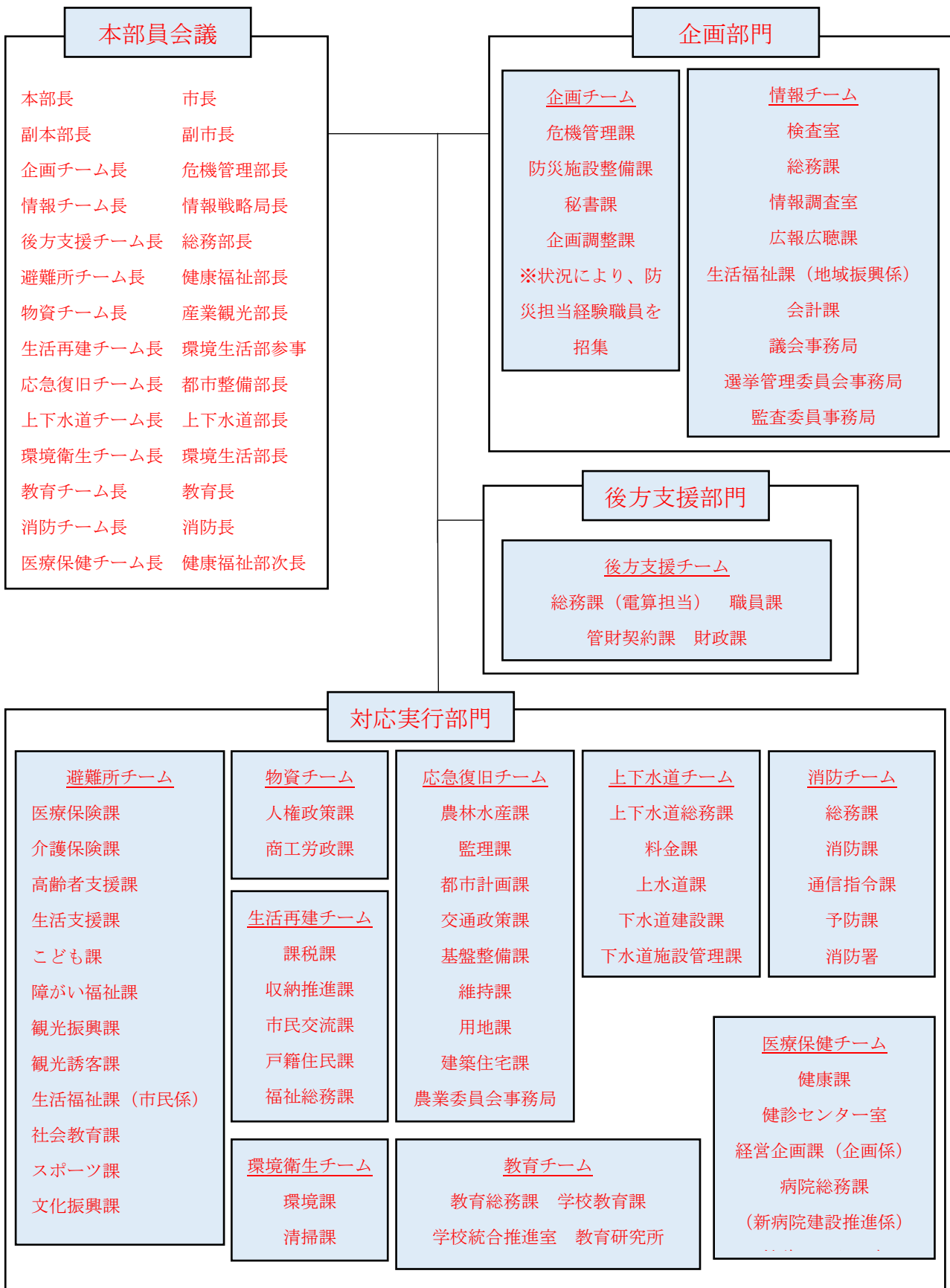
表 2-10 生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局

法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	防災危機管理部
	2 号	ガス工作物	経済産業省	防災危機管理部
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	環境森林部
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理部
	6 号	放送用無線設備	総務省	防災危機管理部
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	政策部
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9 号	ダム	国土交通省 農林水産省	県土整備部
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁	防災危機管理部
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部
	3 号	火薬類	経済産業省	防災危機管理部
	4 号	高圧ガス	経済産業省	防災危機管理部
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	防災危機管理部
	6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	防災危機管理部
	8 号	毒劇薬（ 薬事法 ）	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農水商工部 （動物用医薬品に係るもの。）
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	防災危機管理部
	10 号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	防災危機管理部
	11 号	毒性物質	経済産業省	—

※ 法施行令第 28 条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

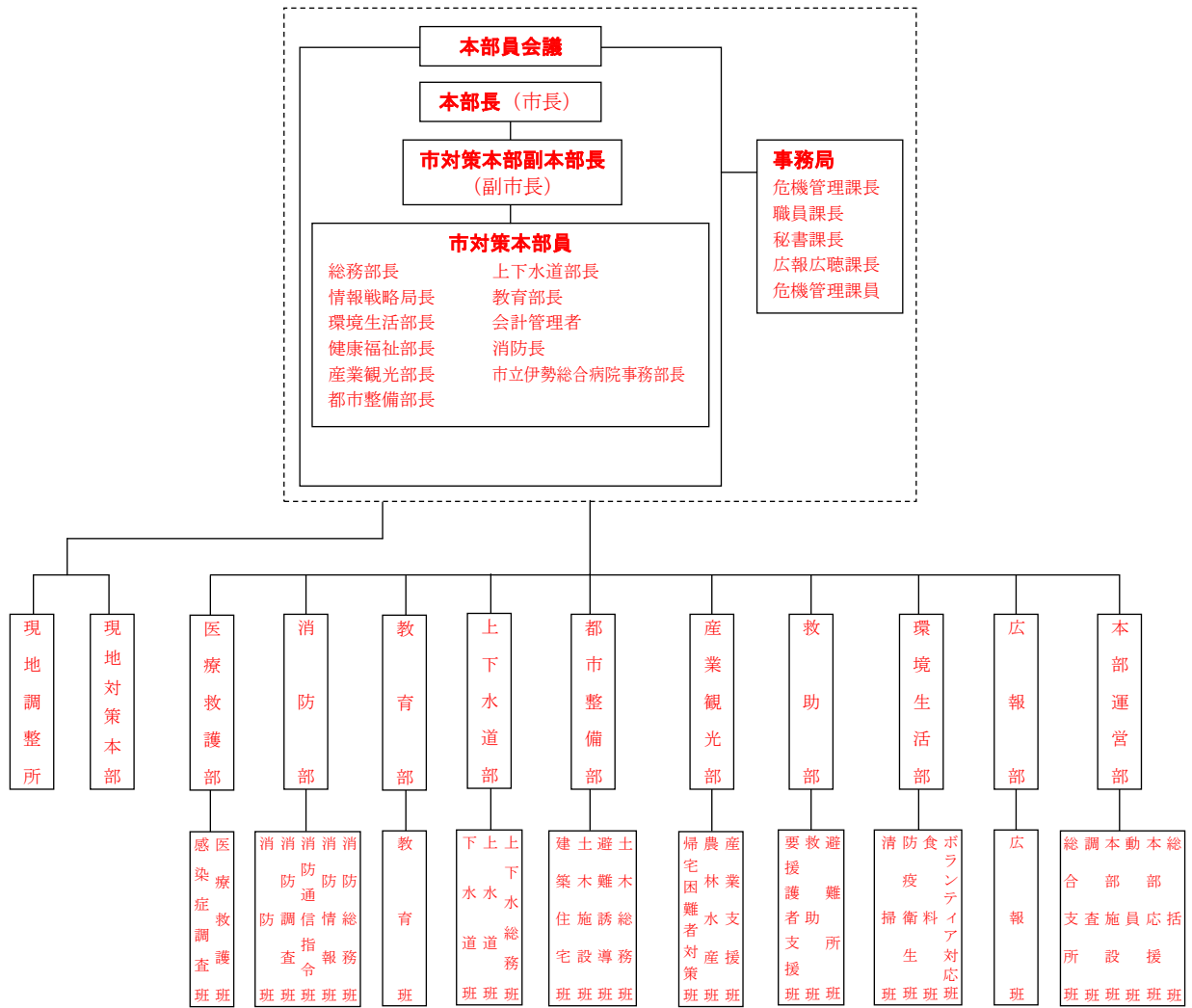
新

図 3-3 市対策本部の組織構成



旧

図 3-3 市対策本部の組織構成



※ 本部員会議における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする（事務局には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

新

表 3-1 市対策本部各チームの主要な事務又は業務

チーム名	構成所属	事務又は業務
各チーム共通	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関する被害状況及び対策実施状況のとりまとめ並びに本部との連絡・報告に関すること 2. 関係機関、関係団体との連絡調整に関すること 3. 各チームそれぞれの所掌事務計画の策定に関すること 4. 他のチームの応援に関すること
企画チーム	危機管理課 防災施設整備課 秘書課 企画調整課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市対策本部の総括に関すること 2. 市対策本部内の連絡調整に関すること 3. 市対策本部の情報の収集及び総合調整に関すること 4. 県の対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関すること 5. 他の市町との協議及び初動措置の立案に関すること 6. 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 7. 警報の通知、避難の指示、救援の措置、退避の指示、警戒区域の設定及び緊急通報に関すること 8. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関すること 9. 避難実施要領の策定に関すること 10. 安否情報の収集及び提供に関すること 11. チーム内における被害情報等のとりまとめに関すること 12. チーム内における職員の安否確認及び動員に関すること
情報チーム	検査室 総務課 情報調査室 広報広聴課 生活福祉課（地域振興係） 会計課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関すること 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関すること 3. 被災情報の収集及び報告に関すること 4. 渉外に関すること 5. 被災状況の確認や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること 6. 被害写真、収録、記録に関すること 7. 議会に関すること
後方支援チーム	職員課 管財契約課 財政課 総務課(情報推進係及び電算システム係)	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関すること 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関すること 3. 職員の安否等に関すること 4. 職員のサービス及び動員に関すること 5. 国民保護措置関係費の出納に関すること 6. 庁舎の被害情報等のまとめに関すること 7. 物資及び資機材の購入に関すること 8. 輸送用船車の調達並びに配車に関すること 9. 他の部に属しない市有財産の被害に関すること
避難所チーム	医療保険課 介護保険課 高齢者支援課 生活支援課 こども課 障がい福祉課 観光振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関すること 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関すること 3. 避難所及び収容施設の開設運営に関すること 4. 避難所担当職員の動員に関すること 5. 安否情報の収集及び提供に関すること 6. 災害時要援護者（外国人）の避難に関すること 7. 災害時要援護者（乳幼児、高齢者、障がい者）の避難に関すること 8. 災害時要援護者（旅行者）の避難に関すること 9. 観光関係施設の被害状況調査並びに対策に関すること

チーム名	構成所属	事務又は業務
	観光誘客課 生活福祉課（市民係） 社会教育課 スポーツ課 文化振興課	
物資チーム	人権政策課 商工労政課	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 応急食料の供給に関する事 4. 緊急物資（食料を除く。）及び復興資材の斡旋、供給に関する事 5. 避難場所への物資の配送に関する事 6. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
生活再建チーム	課税課 収納推進課 市民交流課 戸籍住民課 福祉総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 人的被害及び被害家屋（市有建物を除く。）の調査に関する事 2. ボランティアセンターに関する事 3. ボランティアの受け入れに関する事
応急復旧チーム	農林水産課 監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 農林水産物及び農林水産業施設の被害応急対策に関する事 4. 家畜伝染病予防に関する事 5. 漁港施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6. 市内の運輸交通等の被害調査に関する事 7. 交通規制等に係る関係機関との連絡調整に関する事 8. 応急補修用資材の調達に関する事 9. 救助用土木資材の調達に関する事 10. 水防に関する事 11. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関する事 12. 急傾斜地及び砂防施設の応急補修並びに復旧工事に関する事 13. 緊急避難路の確保に関する事 14. 応急仮設住宅等の設置及び運営に関する事 15. 避難所及び収容施設の建設並びに応急補修に関する事 16. 市有及び市の管理する建物の被害査定並びに対策に関する事
上下水道チーム	上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 応急復旧資材及び物品等の調達に関する事 4. 応急飲料水の輸送、給水に関する事 5. 配給水管等水道施設の応急補修に関する事 6. 汚水の放流対策に関する事 7. 汚水（し尿）処理対策に関する事
教育チーム	教育総務課 学校教育課 学校総合推進室 教育研究所	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 児童生徒の安否情報の収集及び提供に関する事 4. 学用品の給与に関する事 5. 公立幼稚園・小中学校における児童生徒の避難等に関する事 6. 被災児童生徒等に対する教育に関する事

チーム名	構成所属	事務又は業務
環境衛生チーム	環境課 清掃課	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 被災地の消毒その他防疫に関する事 4. 被災地のし尿処理に関する事 5. 確認された死体の納棺運搬及び埋火葬処理に関する事 6. 衛生材料、その他必需品の調達に関する事 7. 被災地の公害防止に関する事 8. 被災地の塵芥の収集及び処分に関する事
消防チーム	総務課 消防課 通信指令課 予防課 消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 市対策本部及び消防団との連絡調整に関する事 4. 災害の調査及び情報収集に関する事 5. 避難誘導、救出救助に関する事 6. 消防に関する措置及び指示等に関する事
医療保健チーム	健康課 健診センター室 経営企画課（企画係） 病院総務課 （新病院建設推進係）	<ol style="list-style-type: none"> 1. チーム内における被害情報等のとりまとめに関する事 2. チーム内における職員の安否確認及び動員に関する事 3. 他の医療機関との連絡及び協力要請に関する事 4. 避難所における避難者の健康管理に関する事 5. 医療機関の資器材の調達及び点検整備に関する事 6. 救護用医薬品の調達及び備蓄に関する事 7. 医療救護助産、患者移送及び救護所の設置に関する事 8. 保健所等関係機関との連絡に関する事 9. 感染症調査用資器材の調達及び点検整備に関する事 10. 感染症発生状況の迅速正確な把握に関する事 11. 保菌者検索に関する事 12. 未収容者及び保菌者の急速隔離と処理に関する事 13. 全般的な戸口調査に関する事

旧

表 3-1 市対策本部各部の主要な事務又は業務

部	班名	構成員	事務又は業務
各部共通	—	—	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管に関する被害状況及び対策実施状況のとりまとめ並びに本部との連絡・報告に関すること 2. 関係機関、関係団体との連絡調整に関すること 3. 各部、各班それぞれの所掌事務計画の策定に関すること 4. 他の部の応援に関すること
本部運営部 (総務部)	総括班	班 長／危機管理課長 構成員／危機管理課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市対策本部の総括に関すること 2. 市対策本部各部との連絡及び総合調整に関すること 3. 市対策本部の情報の収集及び総合調整に関すること 4. 県の対策本部との連絡、調整及び情報の共有に関すること 5. 他の市町との協議及び初動措置の立案に関すること 6. 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 7. 警報の通知、避難の指示、救援の措置、退避の指示、警戒区域の設定及び緊急通報に関すること 8. 被災情報の収集及び報告に関すること 9. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関すること 10. 避難実施要領の策定に関すること
	本部応援班	班 長／総務課長 構成員／総務課員 検査室員 会計課員 議会事務局員 監査委員事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 2. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 3. 市対策本部運営に係る応援に関すること 4. 議会に関すること 5. 国民保護措置関係費の出納に関すること
	動員班	班 長／職員課長 構成員／職員課員 選挙管理委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の安否等に関すること 2. 職員の服務及び動員に関すること
	本部施設班	班 長／管財契約課長 構成員／管財契約課員 総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 庁舎の被害情報等のまとめに関すること 2. 物資及び資機材の購入に関すること 3. 輸送用船車の調達並びに配車に関すること 4. 他の部に属しない市有財産の被害に関すること 5. 安否情報の収集及び提供に関すること
	調査班	班 長／課税課長 構成員／課税課員 収税課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害及び被害家屋（市有建物を除く。）の調査に関すること。
	総合支所班	班 長／地域振興課長 構成員／地域振興課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管内の被害情報等のとりまとめに関すること 2. 総合支所に勤務する職員の安否確認及び動員に関すること 3. 庁舎の被害調査及び復旧対策に関すること 4. 管内の広報及び公聴活動、市民相談に関すること 5. 管内の安否情報の収集及び提供に関すること
広報部 (情報戦略局)	広報班	班 長／広報広聴課長 構成員／広報広聴課員 秘書課員 情報調査室員 行政経営課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 4. 渉外に関すること 5. 被災状況の確認や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること 6. 被害写真、収録、記録に関すること
環境生活部	ボランティア 対応班	班 長／市民交流課長 構成員／市民交流課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時要援護者（外国人）の避難に関すること 2. ボランティアセンターに関すること 3. ボランティアの受け入れに関すること
	食料班	班 長／人権政策課長 構成員／人権政策課員 戸籍住民課員	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること

部	班名	構成員	事務又は業務
		<u>生活環境課員</u>	<u>4. 応急食料の供給に関すること</u> <u>5. 避難場所への物資の配送に関すること</u> <u>6. 安否情報の収集及び提供に関すること</u>
	<u>防疫衛生班</u>	<u>班 長／環境課長</u> <u>構成員／環境課員</u>	<u>1. 対策本部との連絡調整に関すること</u> <u>2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること</u> <u>3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること</u> <u>4. 被災地の消毒その他防疫に関すること</u> <u>5. 感染症調査班との連絡及び協力に関すること</u> <u>6. 被災地のし尿処理に関すること</u> <u>7. 確認された死体の納棺運搬及び埋火葬処理に関すること</u> <u>8. 衛生材料、その他必需品の調達に関すること</u> <u>9. 被災地の公害防止に関すること</u>
	<u>清 掃 班</u>	<u>班 長／清掃課長</u> <u>構成員／清掃課員</u>	<u>1. 被災地の塵芥の収集及び処分に関すること</u>
<u>救 助 部</u> (健康福祉部)	<u>避難所班</u>	<u>班 長／医療保険課長</u> <u>構成員／医療保険課員</u> <u>健康課員</u> <u>福祉健康課員</u>	<u>1. 避難所及び収容施設の開設運営に関すること</u> <u>2. 避難所担当職員の動員に関すること</u> <u>3. 避難所における避難者の健康管理に関すること</u> <u>4. 安否情報の収集及び提供に関すること</u>
	<u>救助班</u>	<u>班 長／生活支援課長</u> <u>構成員／生活支援課員</u>	<u>1. 対策本部との連絡調整に関すること</u> <u>2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること</u> <u>3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること</u> <u>4. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与</u> <u>5. 安否情報の収集及び提供に関すること</u>
	<u>要援護者支援班</u>	<u>班 長／長寿課長</u> <u>構成員／長寿課員</u> <u>介護保険課員</u> <u>こども課員</u> <u>障がい福祉課員</u>	<u>1. 災害時要援護者（乳幼児、高齢者、障がい者）の避難に関すること</u>
<u>産業観光部</u>	<u>産業支援班</u>	<u>班 長／商工労政課長</u> <u>構成員／商工労政課員</u> <u>産業支援課員</u>	<u>1. 対策本部との連絡調整に関すること</u> <u>2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること</u> <u>3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること</u> <u>4. 緊急物資（食料を除く。）及び復興資材の斡旋、供給に関すること</u> <u>5. 避難場所への物資の配送に関すること</u>
	<u>農林水産班</u>	<u>班 長／農林水産課長</u> <u>構成員／農林水産課員</u> <u>農業委員会職員</u>	<u>1. 農林水産物及び農林水産業施設の被害応急対策に関すること</u> <u>2. 家畜伝染病予防に関すること</u> <u>3. 漁港施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること</u>
	<u>帰宅困難者対策班</u>	<u>班 長／観光企画課長</u> <u>構成員／観光企画課員</u> <u>観光事業課員</u>	<u>1. 帰宅困難者の避難に関すること</u> <u>2. 災害時要援護者（旅行者）の避難に関すること</u> <u>3. 観光関係施設の被害状況調査並びに対策に関すること</u>
<u>都市整備部</u>	<u>土木総務班</u>	<u>班 長／交通政策課長</u> <u>構成員／監理課員</u> <u>維持課員</u> <u>交通政策課員</u>	<u>1. 対策本部との連絡調整に関すること</u> <u>2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること</u> <u>3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること</u> <u>4. 応急補修用資材の調達に関すること</u> <u>5. 救助用土木資材の調達に関すること</u> <u>6. 水防に関すること</u> <u>7. 特殊標章等の交付及び使用の許可に関すること</u> <u>8. 市内の運輸交通等の被害情報の収集に関すること</u> <u>9. 交通規制等に係る情報収集に関すること</u>
	<u>避難誘導班</u>	<u>班 長／都市計画課長</u> <u>構成員／都市計画課員</u> <u>用地課員</u>	<u>1. 住民の避難誘導に関すること</u>
	<u>土木施設班</u>	<u>班 長／維持課長</u> <u>構成員／維持課員</u>	<u>1. 急傾斜地及び砂防施設の応急補修並びに復旧工事に関すること</u>

部	班名	構成員	事務又は業務
		基盤整備課員	2. 緊急避難路の確保に関すること。
	建築住宅班	班 長／建築住宅課長 構成員／建築住宅課員 都市計画課員	1. 応急仮設住宅等の設置及び運営に関すること 2. 避難所及び収容施設の建設並びに応急補修に関すること 3. 応急建築資材の収集に関すること 4. 市有及び市の管理する建物の被害査定並びに対策に関すること
上下水道部	上下水道 総務班	班 長／上下水道総務課長 構成員／上下水道総務課員 料金課員	1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 4. 応急復旧資材及び物品等の調達に関すること
	上水道班	班 長／上水道課長 構成員／上水道課員	1. 応急飲料水の輸送、給水に関すること 2. 配給水管等水道施設の応急補修に関すること
	下水道班	班 長／下水道建設課長 構成員／下水道建設課員 下水道施設管理課員	1. 汚水の放流対策に関すること 2. 汚水（し尿）処理対策に関すること
教 育 部 (教育委員会)	教 育 班	班 長／教育総務課長 構成員／教育委員会職員	1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 3. 児童生徒の安否情報の収集及び提供に関すること 4. 学用品の給与に関すること 5. 公立幼稚園・小中学校における児童生徒の避難等に関すること 6. 被災児童生徒等に対する教育に関すること
消 防 部	消防総務班	班 長／消防本部総務課長 構成員／消防本部総務課員	1. 市対策本部、消防団との連絡調整に関すること 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 4. 災害の調査及び情報収集に関すること 5. 避難誘導、救出救助に関すること 6. 消防に関する措置及び指示等に関すること
	消防情報班	班 長／消防本部消防課長 構成員／消防本部消防課員	
	消防通信 指令班	班 長／消防本部通信指令 課長 構成員／消防本部通信指令 課員	
	消防調査班	班 長／消防本部予防課長 構成員／消防本部予防課員	
	消 防 班	班 長／消防署長 構成員／消防署員	
医療救護部 (市立伊勢総合病院)	医療救護班	班 長／市立伊勢総合 病院総務課長 構成員／市立伊勢総合 病院職員	1. 対策本部との連絡調整に関すること 2. 部内における被害情報等のとりまとめに関すること 3. 部内における職員の安否確認及び動員に関すること 4. 他の医療機関との連絡及び協力要請に関すること 5. 医療機関の資器材の調達及び点検整備に関すること 6. 救護用医薬品の調達及び備蓄に関すること 7. 医療救護助産、患者移送及び救護所の設置に関すること 8. 安否情報の収集及び提供に関すること
	感 染 症 調 査 班	班 長／市立伊勢総合 病院医療事務 課長 構成員／市立伊勢総合 病院医療事務 課員	1. 防疫衛生班との連絡協力に関すること 2. 保健所等関係機関との連絡に関すること 3. 感染症調査用資器材の調達及び点検整備に関すること 4. 感染症発生状況の迅速正確な把握に関すること 5. 保菌者検索に関すること 6. 未収容者及び保菌者の急速隔離と処理に関すること 7. 全般的な戸口調査に関すること

新

表 3-2 安否情報報告書(再掲)

様式第3号(第2条関係)

安否情報報告書

報告日時 年 月 日 時 分

市町村名 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は元号記号により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃被害により死亡した住民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

旧

表 3-2 安否情報報告書(再掲)

様式第3号 (第2条関係)

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 年 月 日 時 分
 市町村名 _____ 担当者名 _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居人への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居人・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号記号により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃被害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

新

表 3-3 安否情報照会書

様式第 4 号 (第 3 条関係)

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
 (都道府県知事) 殿
 (市町 村長)

申 請 者
 住 所 (居所)
 氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 ※印の欄には記入しないこと。

旧

表 3-3 安否情報照会書

様式第 4 号 (第 3 条関係)

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日

総務大臣
 (都道府県知事) 殿
 (市町長)

申請者
 住所(居所)
 氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由
 (○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。)

- ① 被照会者の親族又は同居者であるため。
 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。
 ③ その他
 ()

備考

被照会者を特定するために必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※	申請者の確認	
※	備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 ※印の欄には記入しないこと。

新

表 3-4 安否情報回答書

様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

旧

表 3-4 安否情報回答書

様式第 5 号 (第 4 条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の通り回答 します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日 本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

新

表 3-5 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3
危険物 【消防法】	市長	第 12 条の 3	○	○
備考 (注1) ○は法第 103 条第 3 項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

旧

表 3-5 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

物質の種類と対象範囲を示す法律	措置命令者	措 置		
		措置 1	措置 2	措置 3
危険物 【消防法】	市長	第 12 条の 3	○	○
備考 (注3) ○は法第 103 条第 3 項の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注4) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				